

盛土規制法の適用に向けて、 「規制対象区域の候補区域の公表」及び 「新たな規制に伴い必要となる手続きを定める条例に ついての市民意見募集」を行います。

令和3年に発生した静岡県熱海市での土石流災害を踏まえ、「旧宅地造成等規制法」が、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」に改正されました。盛土規制法に基づく、新たな規制区域の候補区域を「横浜市の全域」としましたので、その旨を公表します。

また、新たな規制に伴い必要となる、周辺住民への造成計画の事前周知について、その手続きを「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の中に追加することについて、市民意見募集を行いますので、その旨を公表します。

■ 現在の造成についての横浜市の対応

現在、横浜市では、造成に伴う災害の発生を防止するため、「旧宅地造成等規制法」に基づき、「宅地造成工事規制区域」を指定し、当該区域内において行われる宅地の造成工事を、市長の許可の対象としています。

また、大規模な宅地の造成等が行われる場合には、事前に周辺住民への造成計画の周知を事業者に対して求めており、その周知手続等を「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に定めています。

■ 盛土規制法の概要

盛土規制法は、新たに規制を行う区域を指定することとなっています。

この規制区域内においては、宅地造成に限定せずに、農地や森林等における盛土等や、一時的な土石の堆積も許可対象となり、工事主は、事前に周辺住民への造成計画の周知を行ったうえで、市長の許可を受ける必要があります。

■ 盛土規制法の適用に向けた横浜市の対応

1 新たな規制区域の候補区域

横浜市では、盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、盛土規制法に基づく、新たな規制区域の候補区域を「横浜市の全域」とします。（別添1を御参照ください。）

新たな規制区域は、令和7年4月1日に指定することを予定しています。

指定に伴い同日より、横浜市の全域において、盛土規制法の規定が適用されることとなります。

2 周辺住民への計画の周知

横浜市では、盛土規制法に基づく周辺住民への造成計画の事前周知が円滑に行われるようにするため、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の中に周知方法等の手続を追加することとします。

この改正は、盛土等が行われる場合の周辺住民への周知の手続を定めるものであり、市民の皆様に影響があるものです。そのため、当該条例の改正の骨子案について市民の皆様の御意見を募集するために、市民意見募集（パブリックコメント）を実施します。

なお、今回の条例改正に併せて、同条例の運用実態を踏まえた条例の見直しも行います。


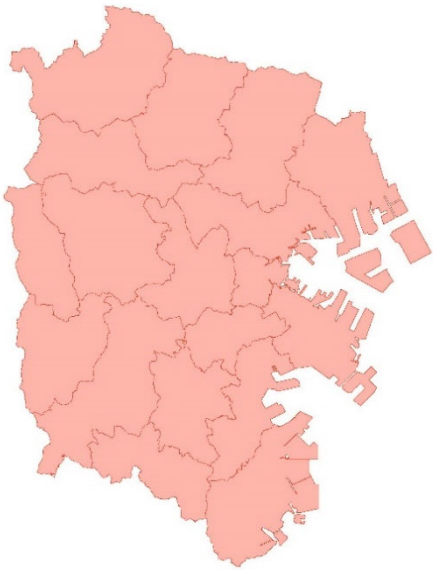
（別添2を御参照ください。）

別添1 盛土規制法の新たな規制区域の候補区域

横浜市は全域において、車両等により土砂が持ち込まれる可能性がある道路が存在し、盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害を未然に防止する観点から、「宅地造成等工事規制区域」の候補区域を「横浜市の全域」とします。

※盛土規制法の他の規制区域である、「特定盛土等規制区域」及び「造成宅地防災区域」は、「宅地造成等工事規制区域」を除いて指定するものであるため、横浜市では指定しない予定です。

表：現在の規制区域と新たな規制区域（候補区域）

	現在の規制区域	新たな規制区域（候補区域）
名称	宅地造成工事規制区域	宅地造成等工事規制区域
根拠法	旧宅地造成等規制法	盛土規制法
指定日	昭和37年7月27日	令和7年4月1日（予定）
区域内の規制内容	宅地の造成を行う場合に市長の許可が必要	左記に加えて、 次の場合に市長の許可が必要 ・ 農地、採草牧草地又は森林の造成 ・ 一時的な土石の堆積
指定の対象区域	丘陵地にある市街地又は市街地になりうる土地で、造成に伴い災害が生じるおそれ大きい区域	市街地やその周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域
指定箇所	<p>横浜市の約62%</p>  <p>宅地造成工事規制区域</p>	<p>横浜市の全域（100%）</p>  <p>宅地造成等工事規制区域の候補区域</p>

別添2 「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の改正骨子案の市民意見募集（パブリックコメント）の実施方法

開発事業の調整等に関する条例の改正骨子案

下記の二次元コードの読取り又は次のキーワードでの検索により表示される、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

横浜市 盛土規制法 **検索**

※ 令和6年4月12日（金）13:00 から公開します。

パブリックコメント（市民意見募集）の概要

1 募集期間

令和6年4月17日（水）から5月22日（水）まで

2 資料の配布・配架場所

令和6年4月12日（金）から5月22日（水）まで、次の場所で配布・配架します。

- ・ 各区区役所 区政推進課 広報相談係
- ・ 建築局宅地審査課（横浜市庁舎 25 階）
- ・ 市民情報センター（横浜市庁舎 3 階）



条例の改正骨子案
掲載ウェブサイト
二次元コード

3 御意見の提出方法

次の方法により、ご提出ください。(2)～(4)の方法でご提出いただく場合は、資料中「意見投稿用紙」に御記入の上、お送りください。

(1) オンライン入力フォーム（電子申請・届出システム）

右の二次元コードを読み取り、表示されるウェブサイトより、御意見を提出ください。

(2) 電子メール kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp あて

(3) 郵送又は持参

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 25 階
建築局宅地審査部宅地審査課 宅地企画担当あて

（持参される場合）土日・祝日を除く、平日の午前8時45分から午後5時15分まで

(4) ファクシミリ（FAX） 045-681-2435 あて



オンライン入力フォーム
掲載ウェブサイト
二次元コード

4 今後のスケジュール等

- ・ いただいた御意見の概要と、それに対する横浜市の考え方は、横浜市ウェブサイトのほか、各区区役所区政推進課、建築局宅地審査課窓口（市庁舎 25 階）、市民情報センター（市庁舎 3 階）で公表します。
- ・ 公表時期は、令和6年6月ごろを予定しています。

お問合せ先

建築局宅地審査課宅地企画担当課長 石井 聡 Tel 045-671-2907